

# 公職選挙法の一部を改正する法律案（インターネット選挙運動解禁） 概要

## I. インターネット等（ウェブサイト等、電子メール）選挙運動の解禁

### 1 インターネット等を利用した選挙運動の解禁

ウェブサイト等（ホームページ、ツイッター等）、電子メールを利用した選挙運動を解禁。  
※ただし、電子メールについては、送信主体を候補者・政党等に限定。

【第三者の電子メール送信は従来どおり禁止  
禁錮2年以下／罰金50万円以下、公民権停止あり】

### 2 選挙運動用電子メールの送信制限【罰則あり】 禁錮2年以下／罰金50万円以下

公民権停止あり

- i. 選挙運動用電子メールは、電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、①選挙運動用電子メールの送信の同意・求めをした者、②政治活動用電子メール（メールマガジン等）の継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかったものに対してのみ、送信できる。
- ii. 選挙運動用電子メール送信を拒否した者に対しては、送信できない。

公民権停止あり

### 3 選挙運動のための有料インターネット広告の禁止等【罰則あり】 禁錮2年以下／罰金50万円以下

選挙運動のための有料インターネット広告は禁止。ただし、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする有料広告（バナー広告）をすることができる。

### 4 インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為の解禁

## II. 誹謗中傷・なりすまし対策 解禁

### 1 電子メールアドレス等の表示義務

- i. ウェブサイト等により選挙運動用又は落選運動用の文書図画を頒布する者に対し、電子メールアドレス等の表示を義務付け。【罰則なし】
- ii. 選挙運動用又は落選運動用の電子メールの送信者に対し、氏名、電子メールアドレス等の表示を義務付け。【罰則あり】 禁錮1年以下／罰金30万円以下

禁錮の場合に公民権停止あり

### 2 氏名等の虚偽表示罪（対象にインターネット等を利用する方法による通信を追加）

公民権停止あり

禁錮2年以下／罰金30万円以下

### 3 プロバイダ責任制限法の特例

- i. プロバイダ等が虚偽記載等を削除した場合に生じる情報発信者への損害に係る賠償免責の要件（情報発信者に対する削除照会に係る申出期限）を、「7日」から「2日」に短縮。
- ii. プロバイダ等が虚偽記載等を削除した場合に生じる情報発信者への損害に係る賠償免責事由として、電子メールアドレス等が表示されていない虚偽記載等に対して、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から削除の申出があった場合を追加。

### 4 選挙に関するインターネット等の適正な利用についての努力義務

## III. その他

### 1 施行日・適用区分

公布の日から起算して1月を経過した日から施行し、施行日以後初めて行われる国政選挙の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用。

### 2 検討

候補者・政党等以外の者が行う電子メールを利用する方法による選挙運動その他のインターネット等を利用する方法による選挙運動の在り方については、選挙の公正を確保しつつ有権者の政治参加を促進する観点から、次回の国政選挙後速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて、次々回の国政選挙までに必要な措置が講ぜられるものとする。